

## 令和2年度 第3回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和2年6月10日(水) 午後1時30分から午後2時15分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室302

3 出席委員 (27人)  
会長 3番 山脇 優 委員

### 農業委員

1番 谷本貴美雄 委員	2番 徳田和幸 委員	4番 松本幸男 委員
6番 室山恵美 委員	7番 林 修二 委員	8番 美田俊一 委員
9番 藤井由美子 委員	10番 河本良一 委員	11番 鐵本達夫 委員
12番 筏津純一 委員	13番 數馬 豊 委員	14番 金信正明 委員
15番 福井章人 委員	16番 西谷美智雄 委員	17番 原田明宏 委員
18番 山本淑恵 委員	19番 吉村年明 委員	

### 農地利用最適化推進委員

高見美幸 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
西谷昭良 委員	小谷俊一 委員	山下賢一 委員	小谷義則 委員
影山卓司 委員			

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第13号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議案第14号 農用地利用集積計画の決定について

議案第15号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第16号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

主任 宮本 哲博

7 会議の概要

#### (1) 開会

事務局 只今より、令和2年度第3回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山脇会長にごあいさつをお願いいたします。

## (2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

### ※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

## (3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、議事録署名人の決定でございますが、本日の議事録署名人は8番美田委員、9番 藤井委員にお願いいたします。

### ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 今日は欠席者はございません。

## (4) 連絡・報告事項

議 長 それでは本日の連絡報告事項、事務局お願いします。

事務局 令和2年度第3回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

## (5) 議 事

議 長 それでは(5)本日の議事について、事務局、説明をお願いします。

事務局 はい。本日の議事について説明をさせていただきます。議案第12号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案の2ページのとおり1件の申請がございました。売買による所有権移転で下限面積につきましては備考欄記載のとおり20アールです。許可要件を満たしていると考えております。

続いて議案第13号、非農地・非採草放牧地現況証明申請については、4ページのとおり〇〇〇で1件の申請がでております。20年以上の非農地状態が認められるものです。

議案第14号、農用地利用集積計画の決定についてでございます。7ページから25ページのとおり52件の利用権設定の申し出がございます。

議案第15号 倉吉農業振興地域整備計画の変更については29ページのとおり1件、農用地からの除外の協議が出ております。

最後に、議案第16号 農用地利用配分計画については39ページのとおり1件の協議がございます。審議をお願いします。本日の議案は以上です。

### 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 それでは、議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について皆さまにお諮りいたします。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 　　はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので議案第12号については承認といたします。

議案第13号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 　　続きまして議案第13号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致します。本件につきましては、本日、午前11時より当番委員であります山本委員、小谷義則委員、藤井代理、石賀主幹、宮本主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して山本委員より報告をお願い致します。

18番 　　18番 山本です。先ほどご紹介ありましたメンバーで調査をいたしました。特に問題がなかったので、認められますということをご報告致します。

議 長 　　はい、ありがとうございました。ただ今報告があったとおりでございます。この案件につきまして質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 　　ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 　　はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので議案第13号は承認といたします。

議案第14号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 　　続きまして、議案第14号 農用地利用集積計画の決定についてお諮り致しますが、その前に該当委員に係る案件がございますので農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当委員の退席を求めます。

7ページ番号1番は西谷昭良推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(西谷委員 退席)

議 長 　　事務局お願いします。

事務局 　　7ページ番号1番でございます。○の1筆の1, 958㎡の水田でございます。以下記載のとおりでございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 　　ただ今、西谷委員の案件について説明がございました。質疑を求めます。ございませんか。

(なしの声)

議 長 　　ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成でございますので西谷委員の入場を求めます。

(西谷委員 入場・着席)

議 長 西谷推進委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告いたします。続きまして22ページ、番号44番〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は、8番 美田委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(美田委員 退席)

議 長 それでは、事務局お願いします。

事務局 22ページ、番号44番でございます。〇〇の3筆6, 252㎡の水田でございます。以下記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 ただ今説明がございました。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。それでは美田委員の入場を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議 長 美田委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されましたので報告致します。以上で該当する委員の案件につきましては審議終わりましたので、続いてその他の案件につきまして審議を行います。事務局説明をお願いします。

事務局 7ページに戻ります。利用権設定各筆明細等集計表につきましては田、畑、樹園地の合計面積が228,486㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては7ページから25ページに記載のとおりでございます。26ページから27ページには利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等を記載しております。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 ただ今全体につきまして報告がございました。ご意見、ご質問ある方ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。異議なしということで承認と致します。

議案第15号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議 長 続きまして、議案第15号 倉吉農業振興地域整備計画の変更につきまして委員の皆さんにお諮り致します。事務局説明をお願いします。

事務局 議案の29ページからでございます。1件の除外の協議を付けております。まず30ページからご説明させていただきます。除外の理由等につきましては資料に記載のとおりで、計画用途は住宅建築でございます。協議地の概要等は以下記載のとおりです。関係機関との調整状況は31ページの5番と6番に記載しております。市町村長の考え方につきましては32ページのとおりでございます。それ以降に図面等が付いておりますのでご確認いただけたらと思います。それから29ページに戻っていただいて協議内容を農地区分及び許可基準に当てはめますと、農地区分は小集団の生産力の低い農地で第2種農地、許可根拠は集落接続でございます。農振除外の5要件を満たしておりますし、許可見込み及び転用見込みであり、認められる事案と考えております。以上でございます。

議 長 ただ今事務局より説明がございました。皆さんの方でご意見ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の議案について委員の皆さまの賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございますので承認と致します。

議案第16号 農用地利用配分計画について

議 長 続きまして、議案第16号 農用地利用配分計画につきましてお諮り致しますが、該当委員に係る案件でございますので農業委員会等に関する法律第31条の規定により該当する数馬委員の退席を求めます。

(数馬委員 退席)

議 長 それでは、事務局説明をお願いします。

事務局 39ページでございます。整理番号1番、利用権の設定を受ける者、〇〇の

〇〇〇。権利設定する農用地につきましては以下記載のとおりでございます。農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等につきましては40ページ記載のとおりでございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

議 長 はい、ただ今数馬委員の案件について説明がございました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。はい、西谷委員。

16番 16番 西谷です。賃貸料のところのね、米30キロが4袋ってなっておりますが、2俵ですね1反で。間違いはないですか。

農林課 3筆全部です。

議 長 わかりました。書く場合は表記をきちんと、全筆でってそういう具合に。こう書くと10アールあたりになって、こういう質問が飛びますので。全筆で30キロを4袋って具合に書いた方がよく分かります。誤解が生じますのでこれでは、そういうことです。他にございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして委員の皆さんの賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。賛成でございますので承認と致します。数馬委員の入場を求めます。

(数馬委員 入場・着席)

議 長 数馬委員へ、只今の案件につきましては異議なしということで承認されたので報告致します。

## (6) その他

議 長 続きまして、日程(6)その他の項に入らせていただきます。連絡事項もご覧ください。別冊でございます。

事務局 それでは別冊の方をご覧ください。2ページをご覧ください。(1)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書で、公共工事に伴う一時転用でございます。こちらは鳥取県が発注する〇〇のため池の改修工事、工事に伴う掘削土及び資材置場として利用するものでございます。転用期間と届出地については以下記載のとおりです。以上でございます。

続きまして、あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてでございます。3ページ1番でございますが〇〇〇〇さん。何年か前にもご相談がございましたが、ご自分で耕作されて頑張っておりましたが高齢のためにもう

来年からようしないということで売買ないし賃貸借のご相談がございました。  
4 ページ2 番ですが、相談者は〇〇〇〇さんです。貸借している分もご  
ざいます。全ての農地について処分ができたということでございました。あ  
っせん委員の選任についてよろしくお願いします。

議 長           あっせん委員は〇〇の河本さんがおられるんですけども、もう後1ヶ月し  
かございません。これを今土地見ますと、耕作者はまだ耕作期間が1年残って  
おります。それもですね、私の土地は、いわゆる入会田になっておまして、  
1つにして作っとるんですけど。そういうことも加味されまして新しい委員  
さんで、まあ来年になるかな。河本委員の考えをどうぞ。

10番           この〇〇さんというのはですね、2年くらい前から病気で、農業をやってい  
かれないということで、この耕作者があるところは私がお世話させて頂きまし  
た。一番下の分は中間管理機構にお願いしてこれも耕作者ができております。  
残っとる上から4件は、農地として賃貸借するというのは不可能に近いところ  
です。あと、耕作されている畑のほとんどが入会になっているという状況です。  
それと、所有者が曾爺さんで、〇〇〇〇っていうのが10年くらい前に名義を  
変えようとしてしまいましたが、権利者が50名くらい。その中にはどこにお  
るのか分からない、そういう状況で登記するのを諦めたうち経過がありますので、  
売買も非常に難しいんじゃないかというふうに考えます。

まあそれで、現在耕作しとる人に買うような意思があるか話もしましたしね、  
買ってもしいい場合があるけど、売買は不可能かなと。その人は仮登記という話  
をされましたので、仮登記がどういうものか知っておられる方があれば教えて  
もらいたい。非常に今申しましたように難しいというのがあります。

議 長           こういうことを〇〇さんが知っとられるかどうか。

10番           知らんと思います。

事務局           場所も知らないみたいな感じでした。

10番           兄弟間でやりとりがあったみたいで、最終的に後を面倒見るのが〇〇になっ  
たみたいです。

議 長           委員が言われたような状況なので、あっせん委員を決めてもいいけんではないか。

10番           事務局の方で担当を引き継いでもらったら。

事務局           〇〇さんには、何かしら一言お話を伝えていただきたいと思うですけど。

田倉推進委員   今言われた話を、河本さんから〇〇さんに伝えてもらおうということでどうで  
しょうか。

議 長           いいでないかな。現時点の地元委員、河本委員からこの〇〇さんにそういう  
ことを話して頂いて。再度しようと思えば、来年の12月ごろに契約が切れる  
前でもいいけど、今度新しい委員にお願いする形でした方がいいと思います。

- 10番            そういうふうになると思います。売買の可能性はこの一番下にある〇〇〇の〇〇〇〇というのは、〇〇〇〇のお母さんのあれですので、そんなんの子どもは2人しかおりませんのでこんなんは判を取ろうと思ったら取れるが。  
先ほどちょっと質問しましたけど、仮登記っちゅうのはどういうシステムなんでしょうか。
- 11番            条件付きで仮登記、条件が合わないと仮登記はできない。相続の問題だけな。相続について仮登記はない。
- 議 長            もう1件、これは〇〇地区内の吉村委員あっせん委員でよろしいか。  
それから、あとは農地等のあっせん活動の状況について報告。影山委員。
- 影山推進委員    最初に書いてある〇〇〇〇さんの件ですけども、売る方が遠隔地であるということと、家庭内で、いるのと知らないのが意見が十分統一できてないということから、いろいろ行ったり来たりしましたが、結論から申し上げますと金額を譲歩していただきまして、売買の話がまとまったということでございまして、話は現在進行中のございます。詳しいことを言えばいろいろありますので、この辺でよろしいでしょうか。
- 議 長            はい、進行中ということで結構です。影山さんは、7月19日で終わっちゃうけど、後の方に引き継いでもらえますか。現在の進行状況を次の方に伝えていただいて、引き継いでもらえれば一番いいかと思います。よろしくお願ひします。それでは藤井委員。
- 9番            9番、藤井です。〇〇さんの件ですけども、同級生っていうこともあって、家のもんは作らん方がええでないか、あんまり広げん方がって言いよったですけども、是非とも藤井さんにとって言われたもんで。つついいいいですよって返事しちゃいまして。うちが作るようにしました。以上です。
- 議 長            はい。指名があったようでございますので〇〇〇〇が作付けをされるということでございます。はい、ありがとうございます。続きまして(4)の農地利用最適化推進委員の募集状況等について、主幹より。
- 事務局            農地利用最適化推進委員の募集状況等については、第1地区が募集定員に達しないということで、6月1日まで募集期間を延長してましたが、応募がないものでして、6月15日まで募集期間を再延長しているところです。  
農業委員につきましては、6月議会で提案される予定でして、そこで議決を得まして、その後7月20日に臨時総会を開催しまして、市長から選任されるというスケジュールになっております。  
その他ですが、7月10日の農業委員会会議後に、定期総会を行いたいと思います。通常の会議は3時から、定期総会を4時から考えておりますのでよろしくお願ひします。
- 議 案            今主幹のほうから日程の説明がありましたが、皆さんの方から何かありませんでしょうか。はいどうぞ、11番 鐵本委員。



11番 11番 鐵本です。会長の挨拶の時にありました5月22日の常設審議委員会。このときに、〇〇の分は、どのようなことでしたでしょうか。

議長 5月10日の委員会で説明して承認を得たものを、5月22日の常設審議委員会にお諮りし、何ら質問もなく無事に承認されました。以上でございます。

11番 もう1点、すみません。今、コロナウィルスで世界も日本も大騒ぎしていただんだんおさまるかもしれないけれども、去年から今度はソマリアで虫が大発生して指くらいの大きさのサバクトビバッタがインド、パキスタンまで来ると。その数が何千億、何兆もいるんじゃないかと言われる。作物という作物を食っちゃうんだそうです。で、多分何千万、多ければ億の人間が食糧難になるんじゃないかという大変な騒ぎになっております。日本まで来んかもしれないけれども、安穩としとると、正に食料危機が目前に。そういう事をキャッチしとるところは、食料輸出するの止めようやといって密かに、既に発表しとるところもあります。私は農業者ですけれども、そういう大きな動きが去年からあるようです。パキスタン、インドでは秋ごろには食糧難になるという警告が既に出ています。これは1つの情報であって、別にどうこうってないんですけど、十分注意していかないといけないというふうに思っの発言です。

議長 はい、どうもありがとうございました。他にありませんか。それでは、ないようですので、以上で、本日の農業委員会会議は閉会といたします。

— 午後2時15分 閉 会 —